

春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の経済的負担の軽減、療養生活の質の向上、就労継続等の社会生活を支援するため、がん治療によって変化する外見への心理的負担を軽減するためのウィッグ又は胸部補整具（以下「補整具」という。）の購入に要する費用の一部を助成することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に關しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において、市内に在住し、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、治療を現に受けている又は受けた者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房を切除したことに伴う補整具を購入した者
- (4) 他の制度において又は他の地方公共団体から、同等の補助又は給付を受けていない者

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき別表に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(申請の方法及び期限)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療を受けている、又は受けたこと及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類の写し
- (2) 助成対象者の氏名、補整具の購入日、品名及び金額の明細等が記載された領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金の交付の可否について、春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付決定通知書（様式第2

号) 又は春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第6条 助成金の交付の請求は、春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付請求書の提出を受けたときは、交付金額に相当する額の助成金を、速やかに当該請求者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、これを取消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、春日部市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入する補整具について適用する。

(要綱の見直し)

2 市長は、助成金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和11年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

区分	助成対象物品	助成金の額
ウィッグ	ウィッグ、装着用ネット及び毛付き帽子	ウィッグの購入額又は10,000円のいずれか少ない額
胸部補整具	補整下着、パッド、人工ニップル、人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）その他乳房の変形を補整する機能を有する物	胸部補整具の購入額又は10,000円のいずれか少ない額

- 備考 1 ウィッグの購入額には、ケア用品の購入に要する費用並びに購入のために要した交通費及び郵送費は含まない。
- 2 胸部補整具の購入額には、購入のために要した交通費及び郵送費は含まない。